

日本政策金融公庫による超低利融資制度

「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた中小企業者の方が、同計画に従って事業を行うために必要な設備資金や運転資金に対して、日本政策金融公庫による**超低利融資制度**〔地域活性化・雇用促進基金〕を利用できます。

【融資対象】

中小企業者であって、企業立地促進法に基づく「基本計画」で定められた集積区域において、**知事の承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」**に従って、企業立地又は事業高度化への取組みを行う方及び行おうとする方

※「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けるためには、事業の内容が当該地域の基本計画で定める**指定集積業種**に該当する必要があります。

【融資条件】

日本政策金融公庫 中小企業事業

【融資限度額】

7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

【融資利率】

設備資金：特別利率③（2億7,000万円まで）

※2億7,000万円超は基準利率

運転資金：基準利率

〈参考〉

9年超10年以内の貸付の場合（H25.5.13現在）

- ・特別利率③ = **0.90%**
- ・基準利率 = **1.80%**

【融資期間】

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内）

日本政策金融公庫 国民生活事業

【融資限度額】

7,200万円（うち運転資金4,800万円）

【融資利率】

設備資金：特利〇（オ一）

運転資金：基準利率

〈参考〉

9年超10年以内の貸付の場合（H25.5.13現在）

- ・特利〇（オ一） = **0.35~1.15%**
- ・基準利率 = **1.65~2.45%**

【融資期間】

設備資金：15年以内（うち据置期間2年以内）

（特に必要な場合は20年以内）

運転資金：5年以内（うち据置期間1年以内）

（特に必要な場合は7年以内）

【手続きの流れ】

- ①日本政策金融公庫各支店へ問い合わせ、相談
- ②企業立地計画承認申請書又は事業高度化計画承認申請書を県へ提出（当該計画の着手の15日前までに）
- ③知事の承認
- ④日本政策金融公庫へ融資の申込

※詳細については、日本政策金融公庫各支店窓口へお問い合わせ下さい。

中小企業事業 千葉支店：043-243-7121

国民生活事業 千葉支店：043-227-1171 館山支店：0470-22-2911

松戸支店：047-367-1191 船橋支店：047-433-8252